

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和 5 年 8 月 10 日

今治市長 徳永 繁樹



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

今治市ふるさと納税・地域経済活性化推進業務

#### (2) 業務の目的

ふるさと納税業務の支援を通じ、今治市ふるさと納税寄附額の増額を図るとともに、地域内外の事業者との連携を深め、ふるさと納税を主軸とした地場産品の販路開拓を強化しながら当市の新たな取組みを実現させることにより、地域の持続的な発展を目指すもの

#### (3) 業務内容

別紙「今治市ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### 2 見積限度額

42,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 参加表明書提出時点で今治市内に本店、支店等を有し、当該本店、支店等に常勤の正規職員を置く者
- (2) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者又は当該業務の契約締結までに、上記入札参加資格を取得することができる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなさ

れていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

- (5) 本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (6) 国税、地方税を滞納していない者
- (7) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

## 5 担当部署

今治市産業部産業政策局i.i.imabari!推進課 担当 丹下・有本  
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1  
TEL：0898-36-1554（直通） FAX：0898-32-5211（代表）  
E-MAIL：i.i.furusato@imabari-city.jp

## 6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

## 7 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和5年8月10日（木）から令和5年8月17日（木）午後5時15分まで  
ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 配布場所

ア 窓口又は郵送

前記5「担当部署」

イ ホームページ

アドレス <https://www.city.imabari.ehime.jp/iiimabari/proposal/02/>

### (3) 配布方法

ア 窓口又は郵送

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布する。

なお、郵送を希望する場合は、料金着払いの小包扱いとします。

イ ホームページ

前記(2)のイのホームページからダウンロードするものとします。

## 8 参加表明

### (1) 提出期限

令和5年8月17日（木） 午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午

前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5と同じ。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

＜参加表明書提出時点で上記4(2)に規定する今治市の入札参加資格有資格者として認定されていない場合＞

ウ 今治市税完納証明書（原本）

エ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

オ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）

カ 印鑑登録証明書（原本）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

## 9 企画提案書の提出

企画提案書は、別添仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し、提出してください。

(1) 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5と同じ

(3) 提出書類

①企画提案書提出届 様式第4号

②企画提案書 任意様式

様式第5号（会社代表印があるもので、積算内訳を含む。）

③参考見積書

ふるさと納税寄附額を650,000千円とし、ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託仕様書5に定める業務内容ごとに任意の経費率を乗じて見積額を算出してください。

④業務実施予定体制 様式第6号

⑤会社定款

⑥財務諸表（直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書）

(4) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

- (5) 提出部数
  - ア 正本 1 部
  - イ 副本 9 部

## 10 選定方法

### (1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、今治市ふるさと納税・地域経済活性化推進業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が前記7「評価項目及び評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を契約候補者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、評価項目中、業務提案の得点が最も高い者を上位とします。

#### ア 日時

詳細な日時については企画提案書等を受理後、担当者に通知する。

#### イ 実施場所

別途通知する。

(2) 当日の企画提案は、企画提案説明に15分、質疑応答に10分とする。

(3) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

なお、プレゼンテーションに必要な機器は、全て参加者が用意すること。

(4) 契約候補者が辞退した場合は、提案内容等が契約候補者として選定するに足りるものであれば、次点の者を契約候補者として選定する。さらにその者が辞退した場合には今治市で協議を行い、契約候補者を選定する。

(5) 参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、契約候補者として選定する。

(6) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。

## 11 選定結果

選定結果は後日参加者全員に電子メールにて通知する。ただし、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 13 その他

#### (1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を協議会に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。